



# まちづくり通信

第22号

新清洲駅北土地区画整理事業

令和3年3月発行

早春の候、皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

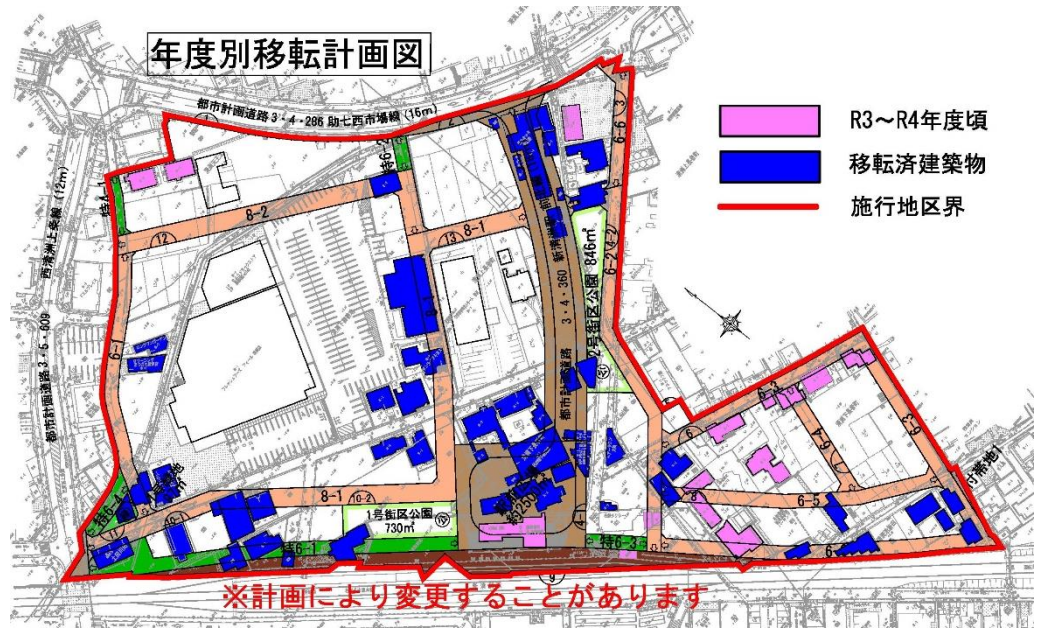
さて、本事業においては、皆様のご理解ご協力により現在区画整理工事を施工中のところであります。第22号では、①今後の事業スケジュール、②仮換地の使用収益開始、③令和3年度区画整理工事の概要、④下水道受益者負担金、⑤昨年開催されました新清洲駅北土地区画整理審議会及び新清洲駅北土地区画整理評価委員会の報告についてお知らせします。

事業区域内は現在工事中によりご不便、ご迷惑をお掛け致しますが、安全第一で施工しますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

## 今後の事業スケジュール

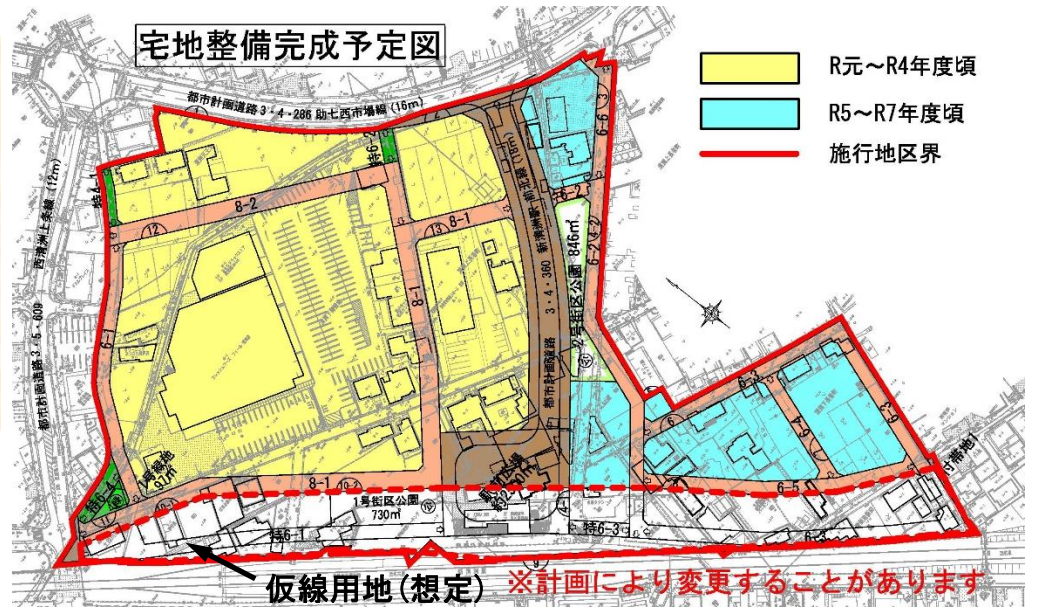
### 建物等の移転について

皆様方のご理解ご協力により、地区内の建物や工作物の移転も進んでまいりました。右の図面は、令和3年度以降の移転計画です。引き続き権利者の方々へは、具体的な移転時期などについて、お伺いしてご説明させていただきます。



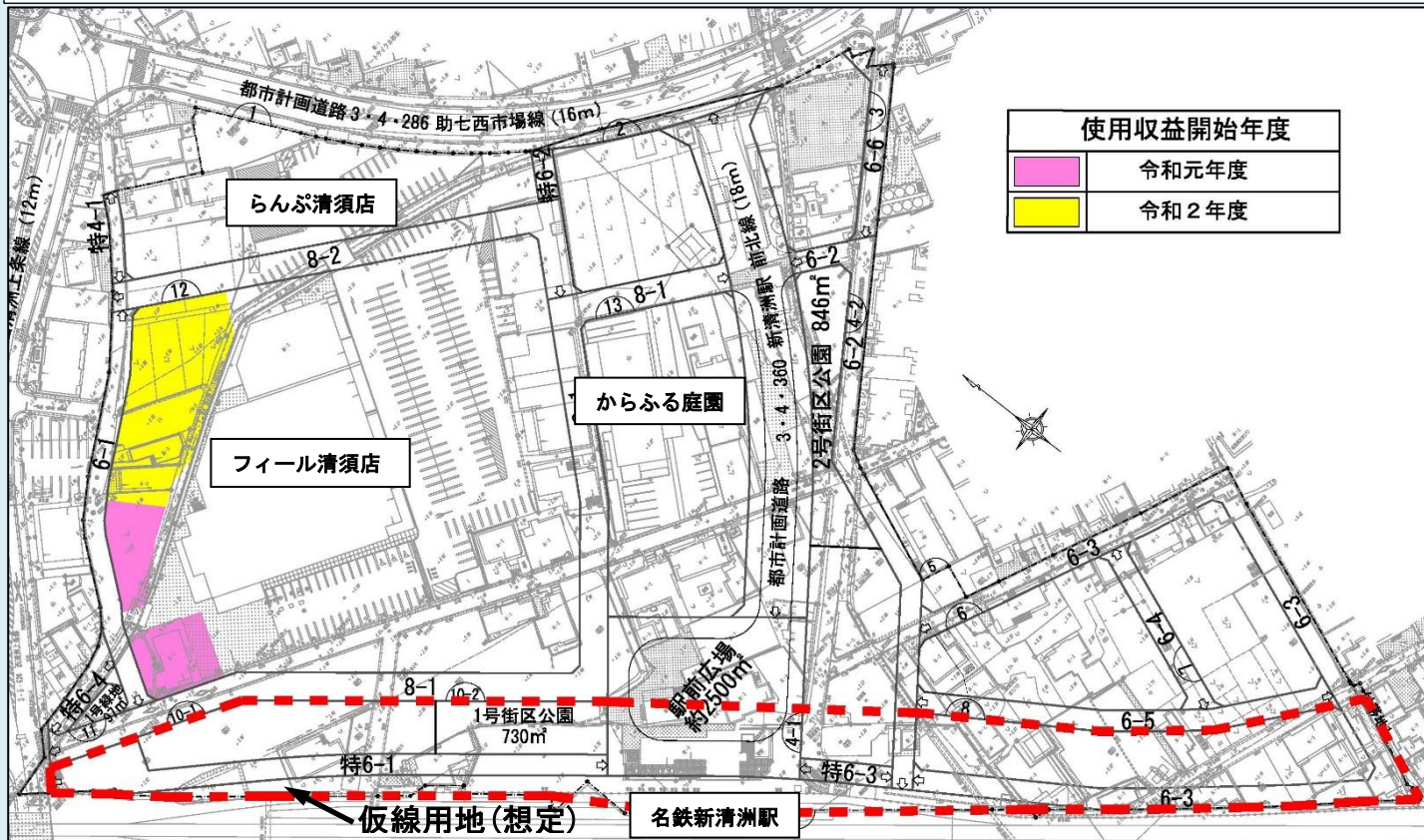
### 宅地整備完成予定について

今後も、基盤整備工事を進め、右記の図面のとおり令和7年度までの間に宅地を完成させる予定です。



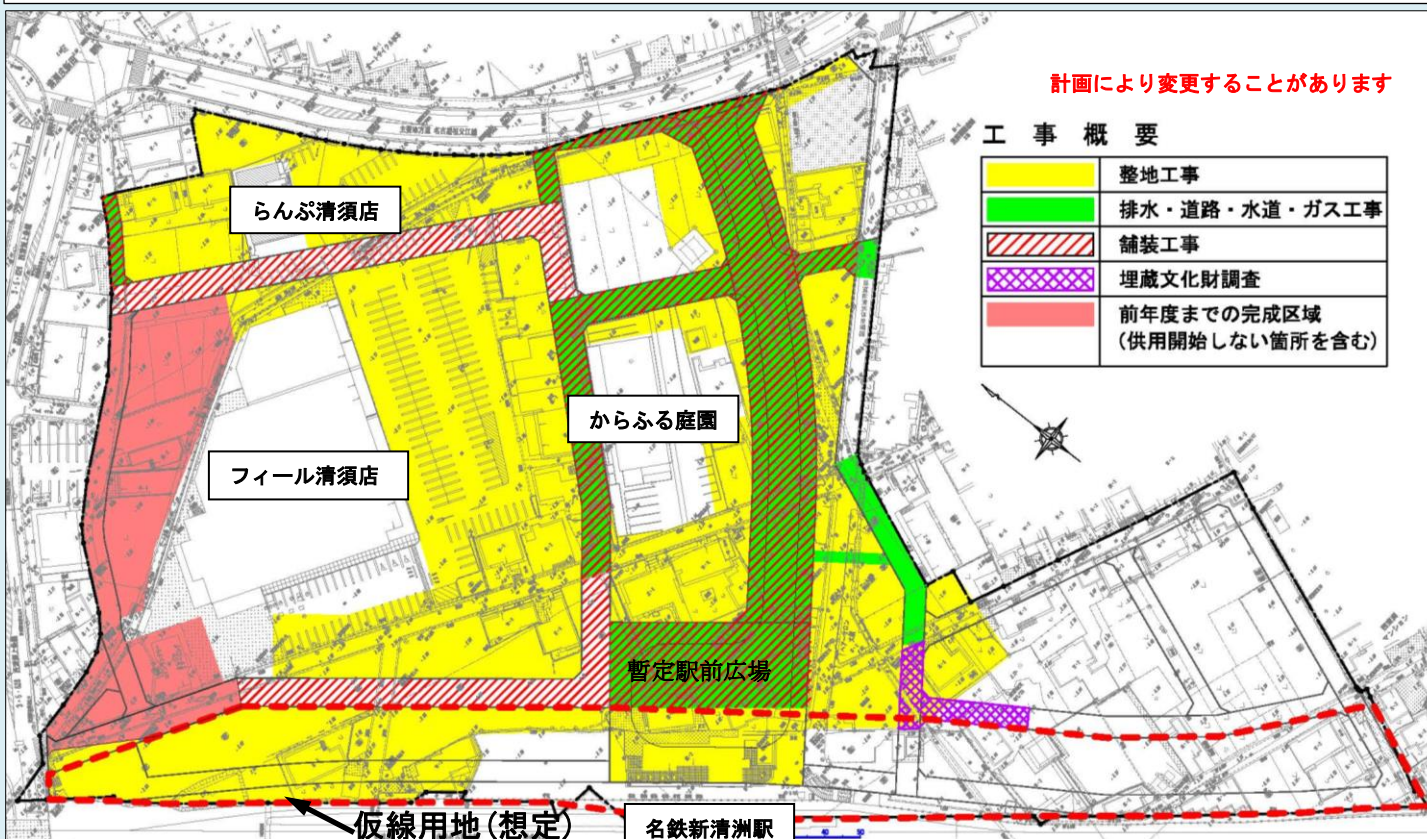
## 仮換地の使用収益開始について

宅地完成しましたら、権利者の方々へ『仮換地の使用収益開始日の通知』を個別に送付させていただきます。現地をご確認していただきます。下記の図面は現在の使用収益開始の状況です。



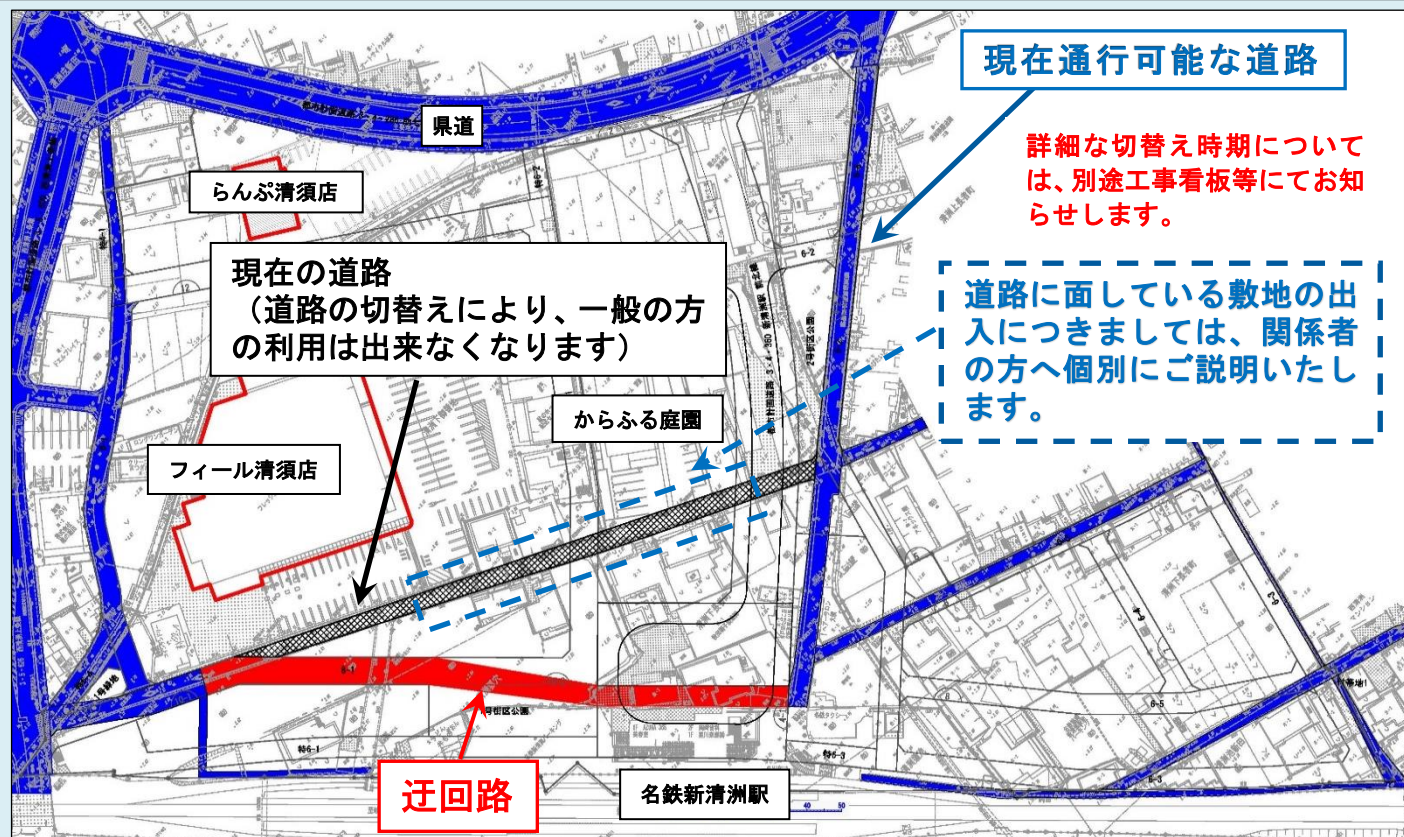
## 令和3年度区画整理工事について

令和3年度も引き続き、下図の工事内容により施工を進めてまいります。

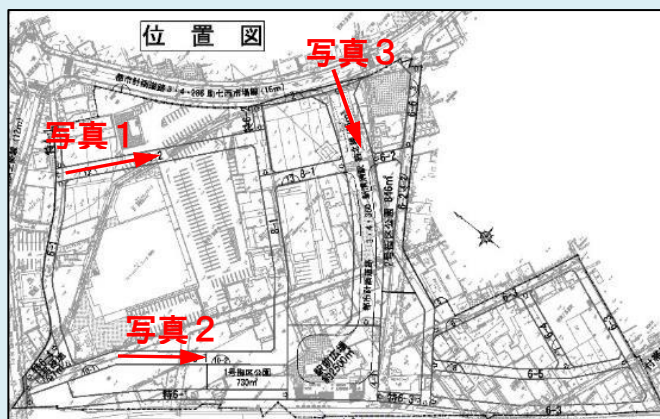


## 迂回のお願い

区画整理工事の進捗に伴い、令和3年5月以降（予定）、現在の道路から迂回路へ切替えを行うため、現在の道路が利用できなくなります。つきましては、当面の間下図の迂回路をご利用いただくこととなりますので、ご理解ご協力をお願いします。



## 令和3年3月現地の状況



## 下水道の受益者負担金について

仮換地の使用収益が開始され、下水道（汚水排水）を使用できる状態になった時に、下水道の建設費の一部を負担していただく、受益者負担金（400円/㎡）を徴収する予定でしたが、新清洲駅北土地区画整理事業地区については、受益者負担金を徴収しないこととなりました。

## 第8回土地区画整理審議会

☆ 日時 令和2年8月5日（水）午後2時00分～

☆ 会場 清須市役所南館3階 大会議室

☆ 出席委員 9名（1名欠席）

☆ 事務局 清須市、都市再生機構（UR）

☆ 議題

〈審議事項〉

（1）会長及び会長代理の選挙について

（2）清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理審議会会議規則の一部改正について（諮問第13号）

（3）評価員の選任について（諮問第14号）

・鈴木評価員の辞任により半谷評価員を選任しました。

〈報告事項〉

（1）事業の進捗状況について

（2）事業計画（第2回変更）について

（3）仮換地指定について（第2回及び第3回使用収益開始）

（4）令和2年度の工事概要について

（5）その他

## 第6回評価員会

☆ 日時 令和2年8月26日（水）午後2時00分～

☆ 会場 清須市役所南館3階 大会議室

☆ 出席委員 3名（全員出席）

☆ 事務局 清須市、都市再生機構（UR）

☆ 議題 土地区画整理審議会の報告事項と同内容

## 必要な申請や届出

事業区内で建築行為等を行う場合は、土地区画整理法第76条に基づく清須市長の許可が必要となりますので、その際は申請をお願いします。また、土地所有者の住所や氏名を変更されたときや仮換地の分割又は合併を希望される場合は、清須市へお問い合わせください。

**この土地区画整理事業に関わるご意見、ご要望は下記までお願いいたします。**

清須市建設部 新清洲駅周辺まちづくり課 まちづくり係

TEL:052-400-2911 FAX:052-400-2963

ホームページ: <http://www.city.kiyosu.aichi.jp/> 電子メール:machizukuri@city.kiyosu.lg.jp